改正 平成一○年 四月 一日三重県規則第三五号 平成一四年 三月二九日三重県規則第二三号 平成一四年一二月一七日三重県規則第六五号 平成一六年 三月三一日三重県規則第二二号 平成一七年 三月 七日三重県規則第九号 平成一七年 三月二五日三重県規則第五三号 平成一八年 三月三一日三重県規則第六二号 平成一〇年 八月 一日三重県規則第六六号 平成二〇年 九月一六日三重県規則第六六号 平成二二年 三月 二日三重県規則第六号 平成二二年 三月二一日三重県規則第一九号 平成二四年 三月二一日三重県規則第一九号 平成二五年 三月二九日三重県規則第三六号 平成二六年 四月 一日三重県規則第三六号

温泉法施行細則をここに公布する。

温泉法施行細則

温泉法施行細則(昭和三十二年三重県規則第七十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。)の施行については、温泉法施 行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則 の定めるところによる。

(土地掘削許可申請書)

- **第二条** 省令第一条第一項の規定による土地掘削許可申請書は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 掘削地付近の地形図及び写真
 - 二 掘削孔仕上断面計画図
 - 三 掘削地付近の土地に係る不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項の地図の 写し
- 2 省令第一条第二項第七号の規定による誓約書は、第一号様式の二によるものとする。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・一七年九号・二〇年七一号〕

(有効期間更新申請書)

第二条の二 省令第二条の規定による有効期間更新申請書は、第一号様式の三によるものとする。 追加〔平成一四年規則二三号〕 (掘削許可等承継承認申請書)

- 第二条の三 省令第三条及び第四条の規定による承継承認申請書は、第一号様式の四によるものとする。
- 2 省令第三条第二項第二号の規定による誓約書は第一号様式の二に、省令第四条第二項第三号の規定 による誓約書は第三号様式の二によるものとする。

追加〔平成一九年規則六二号〕

(工事完了又は工事廃止の届出書)

- 第二条の四 省令第五条の規定による工事完了届出書は、第一号様式の五によるものとする。
- 2 省令第五条の規定による工事廃止届出書は、第一号様式の六によるものとする。

追加〔平成一四年規則二三号〕、一部改正〔平成一九年規則六二号〕

(掘削施設等変更許可申請書)

第二条の五 省令第四条の三第一項の規定による掘削施設等変更許可申請書は、第一号様式の七による ものとする。

追加〔平成二〇年規則七一号〕

(増掘又は動力装置許可申請書)

- **第三条** 省令第六条第一項の規定による増掘許可申請書は、第二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 増掘地付近の地形図及び写真
 - 二 増掘後の状態と申請時の状態とを対比した掘削孔仕上断面計画図
- 2 省令第六条第一項の規定による動力装置許可申請書は、第三号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 動力装置付近の地形図及び写真
 - 二 掘削工事(増掘を含む。)において記録した地質の柱状図
 - 三 動力装置の詳細図
 - 四 揚湯試験結果の報告書
 - 五 温泉分析書の写し
- 3 省令第六条第二項第六号の規定による誓約書は、第一号様式の二によるものとする。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・一九年六二号・二○年七一号・二六年三六号〕

(工事の記録等)

- **第四条** 法第三条第一項の許可又は法第十一条第一項の増掘の許可を受けて工事に着手している者(次項において「工事者」という。)は、次に掲げる事項を記録しなければならない。
 - 一 工事の方法
 - 二 錐孔の口径及び深さ
 - 三 錐孔内の地質の状況
 - 四 錐孔内の自然水位及び湧出温度
 - 五 崩壊止めの方法

- 六 揚湯試験の結果
- 七 付近の既に採取されている温泉への影響
- 2 工事者は、許可を受けた工事の施行中その許可地点に、第六号様式による土地掘削(増掘)工事許可済標を掲示しなければならない。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・一六年二二号・一九年六二号・二〇年六六号・二六年三六号〕

(可燃性天然ガスの濃度確認申請書)

第五条 省令第六条の七第一項の規定による濃度確認申請書は、第六号様式の二によるものとする。 追加[平成二〇年規則六六号]

(濃度確認承継届出書)

第五条の二 省令第六条の八第一項の規定による承継届出書は、第六号様式の三によるものとする。 追加〔平成二〇年規則六六号〕

(温泉採取許可申請書)

- **第五条の三** 省令第六条の二第一項の規定による温泉採取許可申請書は、第六号様式の四によるものとする。
- 2 省令第六条の二第二項第七号の規定による誓約書は、第六号様式の五によるものとする。 追加「平成二〇年規則七一号〕

(採取許可承継承認申請書)

- **第五条の四** 省令第六条の四第一項及び第六条の五第一項の規定による採取許可承継承認申請書は、第 六号様式の六によるものとする。
- 2 省令第六条の四第二項第二号の規定による誓約書は、第六号様式の五によるものとする。
- 3 省令第六条の五第二項第三号の規定による誓約書は、第六号様式の七によるものとする。 追加〔平成二○年規則七一号〕、一部改正〔平成二六年規則三六号〕

(採取施設等変更許可申請書)

第五条の五 省令第六条の十第一項の規定による採取施設等変更許可申請書は、第六号様式の八による ものとする。

追加〔平成二〇年規則七一号〕

(採取施設等変更工事等完了届出書)

第五条の五の二 法第十四条の七第一項の施設等の変更の許可を受けた者は、当該許可に係る施設等の変更の工事その他の作業を完了したときは、遅滞なく第六号様式の八の二による採取施設等変更工事等完了届出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成二二年規則六号〕

(採取施設等変更届出書)

第五条の五の三 温泉の採取の許可を受けている者であって、温泉の採取のための施設等で次に掲げる

ものの変更(法第十四条の七第一項に規定する変更の許可の対象とならないものに限る。)をしようとする者は、あらかじめ第六号様式の八の三による採取施設等変更届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 可燃性天然ガス発生設備間の配管の位置又は構造
- 二 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に新設する防爆性能を有する電気設備
- 三 前二号に掲げるもののほか、重要な変更以外の変更であって、知事が定めるもの 追加〔平成二二年規則六号〕

(採取事業廃止届出書)

第五条の六 省令第六条の十一第一項の規定による採取事業廃止届出書は、第六号様式の九によるものとする。

追加〔平成二〇年規則七一号〕

(温泉利用許可申請書)

- 第六条 省令第七条第一項の規定による温泉利用許可申請書は、第七号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 温泉利用地付近の地形図
 - 二 次に掲げるものの写真
 - イ 温泉の湧出地
 - ロ 利用施設の全景
 - ハ 浴槽又は飲泉施設若しくはこれに類する施設
 - 三 温泉の湧出地から利用施設に至る引湯管の敷設平面図
 - 四 利用施設の平面図及び浴用又は飲用設備等の構造図
 - 五 温泉分析書の写し(飲用の場合は、温泉飲用水質試験成績書を含む。)
- 2 省令第七条第二項第三号の規定による誓約書は、第七号様式の二によるものとする。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・一九年六二号・二六年三六号〕

(温泉利用許可承継承認申請書)

- 第六条の二 省令第八条第一項及び第九条第一項の規定による承継承認申請書は、第七号様式の三によるものとする。
- 2 省令第八条第二項第二号又は第九条第二項第三号による誓約書は、第七号様式の二によるものとする。

追加〔平成一九年規則六二号〕、一部改正〔平成二六年規則三六号〕

(温泉成分等掲示内容届出書)

- 第七条 省令第十一条の規定による温泉成分等掲示内容届出書は、第八号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して法第十五条第一項の許可のあった日から十日以内に知事に提出しなければならない。
 - 一 温泉分析書の写し
 - 二 掲示場所を示す平面図

- 三 加水、加温又は循環(循環ろ過を含む。以下「加水等」という。)された温泉を公共の浴用に供する場合は、当該加水等に係る設備の構造及び配置を示す図面
- 四 温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称に関する表示の写し
- 五 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒装置の構造及び配置を示す図面その他の消毒方 法を説明した書類
- 一部改正〔平成一四年規則二三号・一七年一六号・一九年六二号〕

(温泉成分分析者登録申請書)

- **第七条の二** 法第十九条第二項の規定による温泉成分分析者登録申請書は、第八号様式の二によるものとする。
- 2 省令第十二条第一項第五号の規定による誓約書は、第八号様式の三によるものとする。 追加 [平成一四年規則二三号]、一部改正 [平成一九年規則六二号]

(登録事項変更届出書)

第七条の三 省令第十五条第一項の規定による登録事項変更届出書は、第八号様式の四によるものとする。

追加〔平成一四年規則二三号〕、一部改正〔平成一九年規則六二号〕

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第七条の四 省令第十六条の規定による温泉成分分析業務廃止届出書は、第八号様式の五によるものとする。

追加〔平成一四年規則二三号〕、一部改正〔平成一九年規則六二号〕

(登録分析機関登録簿の閲覧所)

- **第七条の五** 法第二十三条の規定により登録簿を閲覧に供するため、登録分析機関登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を三重県環境生活部内に設ける。
- 2 閲覧所の休日は、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項各号に掲 げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を 設けることができる。
- **3** 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- **4** 知事は、第二項の規定により休日を変更し、若しくは臨時に休日を設けた場合、又は前項の規定により閲覧時間を変更した場合には、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

追加〔平成一四年規則二三号〕、一部改正〔平成一六年規則二二号・一九年六二号・二四年一九号〕

第八条 削除

削除 [平成二〇年規則七一号]

(廃止届出書)

第九条 法第十五条第一項の許可を受けた者(以下「温泉利用者」という。)は、公共の浴用又は飲用

に供することを廃止したときは、遅滞なく第十二号様式による温泉利用廃止届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一四年規則二三号・一九年六二号・二〇年七一号〕

(住所・氏名変更届出書等)

- 第十条 温泉採取者又は掘削等の許可を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、遅滞なく第十三号様式による住所・氏名変更届出書(採取)を知事に提出しなければならない。
- 2 温泉利用者は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更 したときは、遅滞なく第十四号様式による住所・氏名変更届出書(利用)を知事に提出しなければな らない。
- 3 温泉利用者は、温泉利用施設の管理者を変更したときは、遅滞なく第十五号様式による温泉利用施設管理者変更届出書を知事に提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号〕

(温泉湧出量(温度、成分)変化届出書)

- 第十一条 温泉採取者又は温泉利用施設の管理者は、温泉の湧出量、温度又は成分に著しい変化がある と認めたときは、遅滞なく第十六号様式による温泉湧出量(温度、成分)変化届出書を知事に提出し なければならない。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・二六年三六号〕

(温泉利用状況報告書)

- 第十二条 温泉採取者又は温泉利用施設の管理者は、温泉の湧出量、温度、利用状況等を毎年三月末日 現在で取りまとめ、四月二十日までに第十七号様式による温泉利用状況報告書を知事に提出しなけれ ばならない。
 - 一部改正〔平成二六年規則三六号〕

(公開聴聞)

- **第十三条** 知事は、法第三十三条第一項の規定による聴聞を行うときは、三重県聴聞規則(平成六年三 重県規則第九十号)に基づき行うものとする。
 - 一部改正〔平成一四年規則二三号・一九年六二号〕

(書類の提出部数及び経由)

- 第十四条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、法第三条第一項、第五条 第二項、第十一条第一項及び第十九条の規定による申請並びに法第二十条及び第二十一条第一項の規 定による届出に係るものにあっては二部、その他のものにあっては一部とする。
- 2 前項の書類は、掘削地又は温泉のゆう出口の所在地(法第十五条第一項の許可に係る場合にあっては、温泉利用施設の所在地)を管轄する地域防災総合事務所又は地域活性化局の長を経由しなければならない。
 - 一部改正〔平成一〇年規則三五号・一四年二三号・一六年二二号・一八年五三号・一九年六二号・二

附則

- 1 この規則は、平成五年五月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の温泉法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づきなされた許可は、改正後の温泉法施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定によりなされた許可とみなす。
- 3 この規則施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成十年四月一日三重県規則第三十五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日三重県規則第二十三号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の温泉法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の温泉法施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現に温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十二号)による改正前の温泉法第十二条第一項の許可を受けている者が提出する新規則第十条第三項の温泉利用施設管理者変更届出書については、第十五号様式中「成分並びに分析を行った登録分析機関の名称及び登録番号」とあるのは、「成分及び分析者」とする。

附 則(平成十四年十二月十七日三重県規則第六十五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の 書類は、改正後の温泉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年三月七日三重県規則第九号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十五日三重県規則第十六号)

- 1 この規則は、平成十七年五月二十四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年環境省令第二号)附則第二項の規定に基づく届

出をしようとする者は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の温泉法施行細則(以下「新規則」という。)第七条の規定により、知事に提出することができる。

3 この規則の公布の際現に温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第十四条第一項の規定に基づく 掲示をしている者であって、温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成十四年環境省令第六号)附 則第五条の規定により掲示をしている者が新規則第七条の規定により提出する温泉成分等掲示内容 届出書については、新規則第八号様式中「登録分析機関の名称及び登録番号」とあるのは、「分析者 名」と読み替えるものとする。

附 則(平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄) (施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年十月二十日三重県規則第六十二号)

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

附 則(平成二十年八月一日三重県規則第六十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年九月十六日三重県規則第七十一号)

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二日三重県規則第六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に改正前の温泉法施行細則第五条の五の変更許可申請書が提出されたものについては、改 正後の温泉法施行細則第五条の五の二の規定は、適用しない。

附 則(平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日三重県規則第四十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年四月一日三重県規則第三十六号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の温泉法施行細則の規定により提出された申請書、届出書その他の書類は、改正後の温泉法施行細則の規定により提出された申請書、届出書その他の書類とみなす。